

- (2) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路専用施設に係る場合は道路管理者が、専ら道路専用施設以外の部分に係る場合は河川管理者が行う。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は河川管理者が行うものとする。
- 4 兼用工作物の管理についての協議
道路管理者又は河川管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ河川管理者又は道路管理者と協議するものとする。
- 5 道路の占用料
道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、専ら道路専用施設以外の部分に係るものについては、占用料を徴収しないものとする。
- 6 兼用工作物の管理に要する費用
兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。
- 7 その他
兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と河川管理者とが協議して定める。

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を令和5年1月11日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和5年1月11日

金沢市長 村 山 卓

監 査 公 表

●金沢市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

令和5年1月11日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 久 保 洋 子
 金沢市監査委員 秋 島 太

1 財務事務監査

- (1) 措置通知があつた年月日 令和4年11月15日
 (2) 措置を講じた局等 総務局資産税課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成20年2月1日（平成20年監査公表第1号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
1 収入に関する事務 (1) 市税賦課徴収事務 固定資産税土地課税台帳等の整備について、一部に実地調査等の遅れているものが見受けられるので、適正を期す必要がある。	区画整理地において実地調査等が遅れている土地があることから、適正を期すため、区画整理地に係る土地評価要領を改訂した。